

○長崎大学環境科学部総合環境研究刊行内規

平成16年9月15日

学部教授会決定

令和6年12月18日

学部運営会議決定

(趣旨)

第1条 この内規は、『総合環境研究』（以下「紀要」という。）の刊行を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 紀要は、和文では『総合環境研究』、英文では『JOURNAL OF ENVIRONMENTAL SCIENCE, NAGASAKI UNIVERSITY』と称する。

(掲載論文)

第3条 紀要に掲載することができるものは、学術論文（査読無し）及び学術資料（研究ノート・翻訳・翻刻・目録・図録・年譜・註釈・研究資料等）とし、いずれも未発表のものに限る。

「学術論文」は、環境科学に関する独創的研究の論文で、それ自身独立して価値ある結論あるいは事実を含むものとする。

(紀要の刊行回数)

第4条 紀要は、原則として、年1回刊行する。

2 各年度における紀要は、同一の「巻（Volume）」とする。

(編集)

第5条 紀要の編集実務は、編集委員会が行う。

(編集委員会)

第6条 編集委員会は、総務委員会委員長が委員長となり、総務委員会委員及び委員長が必要と認めた若干名の委員からなる。

2 委員長の任期は、当該委員長を指名した学部長の任期の終期を超えることはできないものとする。

(原稿の採否)

第7条 学術論文（査読無し）原稿及び学術資料原稿の採否は、編集委員会が決定する。

2 受理できないと判断された原稿は、理由を明記して投稿者に返却する。

3 紀要の編集要領・作成要領からの逸脱の程度が著しい、又は明らかな間違いがみられるなどの場合には、編集委員会の判断で原稿を受理しないことがある。

(投稿資格)

第8条 紀要に投稿できる者は、長崎大学環境科学部の教育研究を担当する長崎大学総合生産科学域環境科学系専任教員その他編集委員会が認めた者とする。

(作成要領)

第9条 紀要の投稿論文作成要領は、別に定める。

(投稿締切日)

第10条 原稿は、原則として、6月末日までに編集委員会に提出しなければならない。

なお、原稿採択日をもって「受理年月日」とする。

(原稿の修正)

第11条 投稿後の原稿の修正は、編集委員会を経由して投稿者の責任において速やかに行わなければならない。

2 投稿後の原稿の修正は、閲読による指摘事項に関する内容に限るものとし、それ以外の加筆等は認めない。

3 修正された原稿を編集委員会に提出する際には、修正箇所を明記した報告書を付すること。

(発行期日)

第12条 紀要の発行期日は、12月1日とする。

(補則)

第13条 この内規に定めるもののほか、紀要の刊行に関し必要な事項は、総務委員会において審議し、長崎大学環境科学部運営会議において決定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年1月18日から施行し、平成24年4月1日から運用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年3月14日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年12月18日から施行する。